

(目的)

第1条 立正大学学則第104条に基づき、本学での修学を望みながらも経済的な困難を抱えている社会人学生に対し、学費減免を以て経済支援を行うことにより、修学・資格取得などキャリア・アップを促進することを目的として立正大学セカンドキャリア支援奨学生制度を設ける。

(定義)

第2条 本規程により給付する奨学金を立正大学セカンドキャリア支援奨学金（以下「奨学金」という。）とする。

2 本規程により奨学金の給付を受ける奨学生を立正大学セカンドキャリア支援奨学生（以下「奨学生」という。）とする。

(財源)

第3条 奨学金（返還を必要としない。）は、石橋湛山記念基金をもって充て、石橋湛山記念基金運営委員会にて配賦された予算に基づき運用する。

(応募資格)

第4条 奨学生の応募者は本学学生で、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、出入国管理及び難民認定法別表第1に規定する「留学」の在留資格を有する者はこれを除く。

(1) 入学年度の4月1日時点で25歳以上であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 職に就いている（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている）。

イ 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職している。

ウ 主婦または主夫である。

(応募方法)

第5条 奨学生に応募する者は、期日までに所定の書類を学生生活課に提出しなければならない。

(採用)

第6条 奨学生の採用決定は、応募者中より各学部教授会および学部奨学生委員会で審議し、全学協議会の議を経て学長がこれを決定する。

(受給資格)

第7条 奨学生として採用された者はその採用年度において奨学金の受給資格を持つ。

2 奨学生に学籍上の異動が発生したとき、奨学生は奨学金受給資格を喪失する。

(給付)

第8条 奨学生には奨学金を給付する。

2 奨学生が他の奨学金の給付または貸与を受けることについては、これを妨げない。ただし、以下に示す制度との同一年度における併用給付は行わない。

(1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）において定められた学資支給および授業料等減免

(2) 立正大学キャリア育成奨学生

(3) 立正大学学部橋経済支援奨学生

(補則)

第9条 奨学生に関し、本規程に定めのない事項は、別に定める「立正大学セカンドキャリア支援奨学生取扱細則」による。

(所管)

第10条 奨学生に関する事務は、学生生活課の所管とする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は学部奨学生委員会で発議し、全学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

2 前項に規定するもののほか、本規程の改廃の最終決定は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第6条の規定による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

(趣旨)

第1条 この細則は、立正大学セカンドキャリア支援奨学生規程（以下「規程」という。）第9条に基づき、立正大学セカンドキャリア支援奨学生（以下「奨学生」という。）に関する事項を定める。

(募集時期)

第2条 奨学生の募集時期は、原則として毎年9月とする。

(応募条件)

第3条 奨学生への応募に際し、前年度に奨学生として採用された者が応募することは、これを妨げない。

(応募書類)

第4条 奨学生に応募する者は、次の書類を学生生活課に提出しなければならない。

- (1) 所定の奨学生申請書
- (2) 学びとキャリア計画書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 別表第1に定める家計状況に関する各種証明書等
- (5) 特別に考慮すべき事由に関する証明書類
- (6) その他学生生活課が必要と判断した書類

2 前項に記載した証明書については、家計状況に応じた提出書類の一覧に基づき提出するものとする。一覧に記載の各書類については都度提出の正当性を確認しなければならない。

(選考基準)

第5条 奨学生の採用選考は、次の各号に示す項目および観点に基づき行われるものとする。

- (1) 学業成績について、成業の見込みがあること。
- (2) 家計状況について、経済上、学費の支弁が困難であること。
- (3) 人物について、態度や言動が奨学生にふさわしく、良識ある社会人として活動していること。

(学業成績)

第6条 第5条第1号に定める成業の見込みがある状態とは、次の各号のいずれにも該当しない状態であることを指すものとする。

- (1) 修業年限の終期までの登録上限値を超える要修得単位を残していること（卒業延期の確定）。
- (2) 各学部の進級に関する定めにより修業年限での卒業が不可能であること（卒業延期の確定）。
- (3) 前二号には該当しないが、卒業延期の可能性が極めて高いと学部教授会が判断していること。

(家計状況)

第7条 第5条第2号に定める経済上、学費の支弁が困難であることについては、別表第2によって算定される家計状況値により判定するものとする。

(選考方法)

第8条 候補者の選考は、次の各号に定める段階を通じて行う。

- (1) 第5条第1号については、各学部教授会にて審査する。各学部教授会は応募者について成業の見込みの有無を判定し、学部奨学生委員会へ報告する。
- (2) 第5条第2号については、学部奨学生委員会にて審査する。原則として別表第2に定める所得の算定式に基づいて数値化された家計状況に拠って、応募者に対し順位を付すことで行う。
- (3) 第5条第3号については、学部奨学生委員会にて審査する。第8条第1項第1号の審査結果をふまえ、かつ第8条第1項第2号にて付された順位が10位以内となる学生を対象として、面接を実施し、応募者に対し順位を付すことで行う。
- (4) 第8条第1項第1号から第3号に定める選考の結果に基づき、学部奨学生委員会における審

議を行い、奨学生候補者を決定し、学長へ推薦する。

(5) 奨学生は、全学協議会の議を経て、奨学生候補者の中から学長がこれを決定する。

2 第8条第1項第3号に定める面接担当者は次の各号に定められた者を以て構成される。

(1) 学部奨学生委員会委員長

(2) 学部奨学生委員1名

(3) 学生部長、学生部次長、品川学生生活課長、熊谷学生生活課長

(受給資格)

第9条 奨学生として採用された者はその採用年度において立正大学セカンドキャリア支援奨学金（以下「奨学金」という。）の受給資格を持つ。なお、奨学生は学生生活課に申し出ることにより、奨学金の受給資格を辞退することができる。

2 奨学生は次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金受給資格を喪失し、奨学金の給付が停止される。

(1) 休学または退学するとき。

(2) 除籍されたとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 成業の見込みのないとき。

(給付)

第10条 奨学金の給付額は、立正大学学則別表第3に定める授業料の半額相当額とし、給付は次の各号により行うものとする。

(1) 奨学金の給付は、奨学生として採用された年度に授業料減免としてこれを実施する。

(2) すでに学費の納入が完了している場合、その減免分相当額を学費支弁者に対し返金する。

(3) 給付期間は当該年度限りとする。

(返還)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合、受給した奨学金を返還しなければならない。

(1) 懲戒処分を受けたとき、または奨学生として不相当と認められる行為があったとき。

(2) 申請書および提出書類に重大な虚偽の記載のあることが判明したとき。

(3) 正当な理由がなく、奨学生として採用された年度の中途において退学したとき。

(4) 規程第8条第2項第1号から第3号のいずれかとの併用給付が確認されたとき。

2 奨学生が立正大学学費納入規程第9条第3項または第10条第1号の規定に該当し、学費が返還される場合、授業料納入額に対する授業料減額分相当額を除き、受給した奨学金を返還しなければならない。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は学部奨学生委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この細則は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1

家計状況に関する各種証明書等

(1) 本人の主たる収入または従たる収入が、本人の経常的収入であるとき。 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の実施する奨学金制度において、選考に必要な収入の年額を算出するために、証憑書類として提出が定められた収入に関する資料に準ずる、本人に係る書類
(2) 本人の主たる収入が、本人の預貯金等の取り崩しであるとき。 原則として奨学金給付前年度末日における預金等残高の合計額がわかる書類
(3) 本人の主たる収入または従たる収入が、他者からの給付であるとき。 機構の実施する奨学金制度において、選考に必要な収入の年額を算出するために、証憑書類として提出が定められた収入に関する資料に準ずる、給付者に係る書類

別表第2

家計状況の数値化に係る算定式等

(下表における「業務方法書」とは、機構が定める業務方法書（平成16年4月1日 文部科学大臣認可）をいう。)

家計状況値算定式	$[い] = ([ろ] - [控除額A]) + ([は] - [控除額B]) - [控除額C]$
[い]	家計状況値
[ろ]	奨学生申請者が学生生活を送る上での定められた項目の支出に対し、主として充てられる資金の源となる収入の年間総額、またはそれに類するものの金額
[は]	奨学生申請者が学生生活を送る上での定められた項目の支出に対し、従として充てられる資金の源となる収入の年間総額（[ろ]と同額である場合を含む。）
[控除額A]	[ろ]が給与所得収入である場合 業務方法書別表第2(A)に掲げる算式により算出した控除額
	[ろ]が給与所得以外の収入である場合 必要経費があった場合には当該必要経費の額を控除した金額
[控除額B]	[ろ]が給与所得以外の収入、[は]が給与所得収入である場合 業務方法書別表第2(A)に掲げる算式により算出した控除額
	[ろ]および[は]が共に給与所得収入である場合 業務方法書別表第2(B)に掲げる算式により算出した控除額
	[は]が給与所得以外の収入である場合 必要経費があった場合には当該必要経費の額を控除した金額
[控除額C]	業務方法書別表第3に掲げる特別控除額